

北見公共職業安定所 発表
令和 8 年 1 月 30 日(金)

担当
北見公共職業安定所 所長 中山 忠利
専門援助部門
統括職業指導官 奥山 貴博
電話 (0157) 23-6251 (内線 30)

令和 7 年 障害者雇用状況の集計結果

(令和 7 年 6 月 1 日現在)

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、身体障害者又は知的障害者の雇用義務がある事業主等から、毎年 6 月 1 日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について公共職業安定所への報告を求めています。

北見公共職業安定所管内の令和 7 年 6 月 1 日現在における雇用状況に関する集計結果は以下のとおりです。

I 概 要

| 法定雇用率適用区分 | 法定雇用率 | 実雇用率 | | | 法定雇用率達成割合 | | | |
|-----------|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | 北見所 | 北海道 | 全国 | 北見所 | 北海道 | 全国 | |
| 民間企業 | % 2.5 | % 2.54 | % 2.57 | % 2.41 | % 43.8 | % 49.2 | % 46.0 | |
| 地方公共団体 | 都道府県知事部局、都道府県機関、市町村長部局及び下記以外の市町村の教育委員会等 | % 2.8 | % 2.71 | % 2.60 | % 2.80 | % 70.0 | % 59.9 | % 71.2 |
| | 都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会 | % 2.7 | / | % 2.54 | % 2.31 | / | % 50.0 | % 42.6 |

◎ 集計結果のポイント

【民間企業(40.0人以上規模の企業)】(法定雇用率 2.5%)

- 集計企業数は 144 社 (対前年比 5.1%、7 社増加)
- 雇用率の算定基礎となる対象労働者数は 14,782.5 人 (対前年比 10.8%、1435 人増加)
- 雇用されている障害者の数は 375.0 人 (対前年比 3.2%、11.5 人増加)
- 実雇用率は 2.54% (対前年比 0.18 ポイント低下)
- 法定雇用率達成企業数は 63 社 (対前年比 1 社減少)
- 法定雇用率達成企業の割合は 43.8% (対前年比 2.9 ポイント低下)

【 公的機関 】 (法定雇用率 2. 8%)

- 集計機関数は 10機関 (対前年比1機関増加)
- 実雇用率は 2. 71% (対前年比 0. 02ポイント上昇)
- 法定雇用率達成機関数は 7機関 (対前年比1機関増加)
- 法定雇用率達成機関の割合は 70. 0% (対前年比3. 3ポイント上昇)

このため、北見公共職業安定所では

民間企業については、

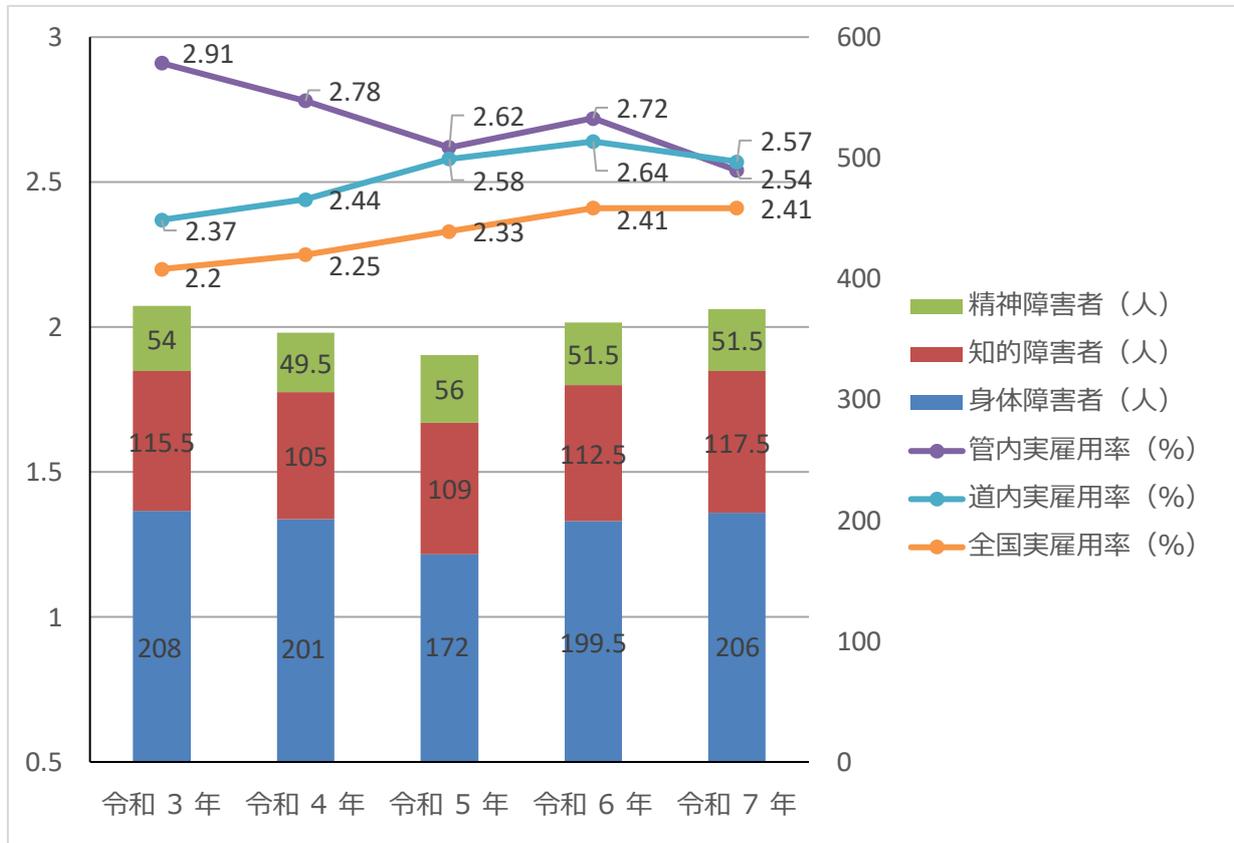
- ◎ 北見公共職業安定所における、令和6年度の障害者の就職件数は209件となっています。
- ◎ 北見公共職業安定所では、各企業の法定雇用率達成に向けて、雇用率達成指導をより一層強化し、訪問等による着実な指導を実施しています。
- ◎ これら雇用率達成指導の強化とともに、北見公共職業安定所では、福祉施設・特別支援学校など関係機関との連携による就労支援（「チーム支援」）を重点的な取組項目とし、求人の開拓や障害者の職域提案から、紹介や雇入れ後の職場定着支援まで、トータルな就労支援を行っています。
- ◎ さらに、各種助成制度（トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コースほか））を効果的に活用して、障害者の雇用促進を図っています。

地方公共団体及び独立行政法人等については、

- ◎ 民間企業に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、未達成の機関に対する達成指導を強力に実施しています。

Ⅱ 民間企業における雇用状況

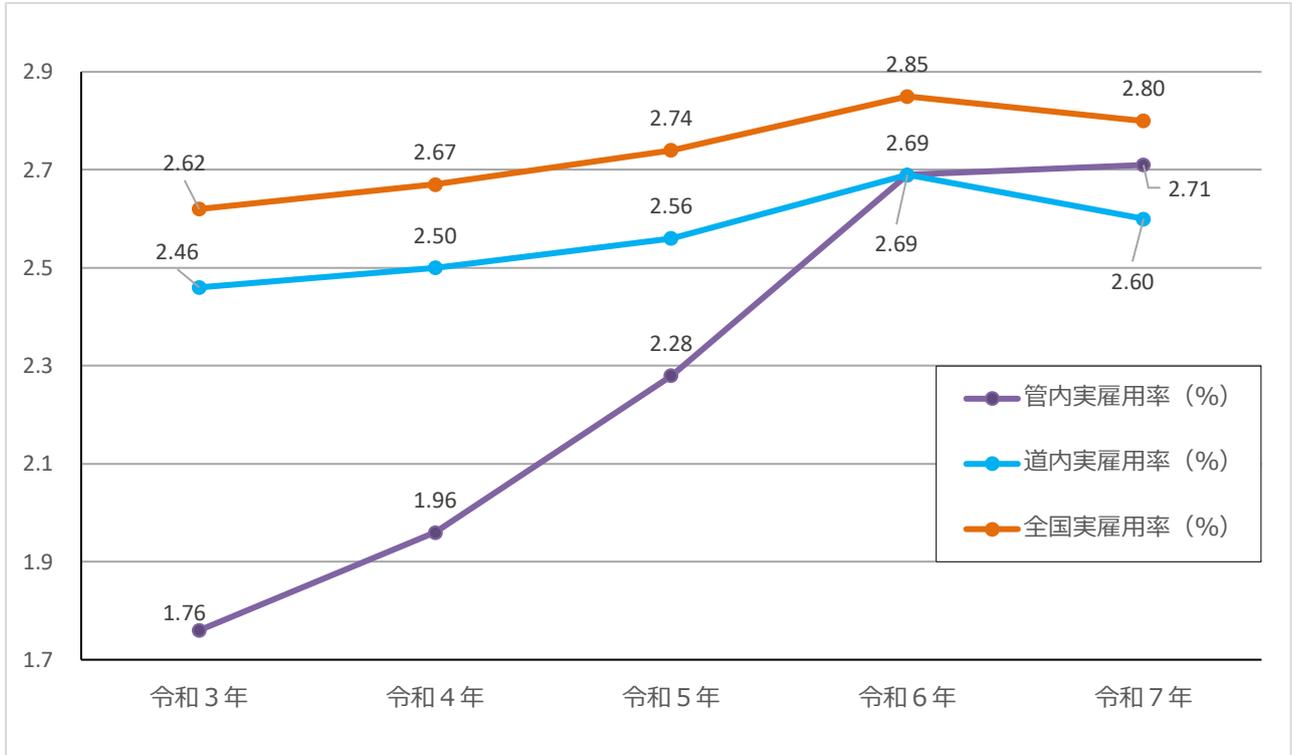
○ 雇用率及び障害種別の雇用障害者数の推移



| | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 対象労働者数 | 12,987.5 | 12,767.5 | 12,871.0 | 13,347.5 | 14,782.5 |
| 障害者全数 | 377.5 | 355.5 | 337.0 | 363.5 | 375.0 |
| 身体障害者 | 208.0 | 201.0 | 172.0 | 199.5 | 206.0 |
| 知的障害者 | 115.5 | 105.0 | 109.0 | 112.5 | 117.5 |
| 精神障害者 | 54.0 | 49.5 | 56.0 | 51.5 | 51.5 |

Ⅲ 地方公共団体における在職状況

○ 法定雇用率2.8%が適用される機関の雇用率の推移



○ 法定雇用率2.8%が適用される機関の在職状況（障害種別等）

| 区分 | 機関数 | 対象職員数 | 障害者の数 | | | 実雇用率 | 法定雇用率 達成機関の 数 | 達成割合 | |
|-----|------|-------|-------------|----------|---------|----------|---------------------|-------|------|
| | | | 身体障害者 | 知的障害者 | 精神障害者 | | | | |
| 北見 | 令和7年 | 10 | 3,139.0 | 63.5 | 3.5 | 18.0 | 2.71 | 7 | 70.0 |
| | 6年 | 9 | 2,931.5 | 57.0 | 3.0 | 19.0 | 2.69 | 6 | 66.7 |
| 北海道 | 7年 | 227 | 86,040.0 | 1,805.0 | 77.0 | 355.5 | 2.60 | 136 | 59.9 |
| | 6年 | 222 | 80,469.5 | 1,761.0 | 68.5 | 334.5 | 2.69 | 136 | 61.3 |
| 全国 | 7年 | 2,681 | 2,180,983.5 | 43,327.5 | 2,401.0 | 15,384.0 | 2.80 | 1,908 | 71.2 |
| | 6年 | 2,700 | 2,064,209.5 | 42,842.0 | 2,260.5 | 13,789.5 | 2.85 | 1,962 | 72.7 |

(参 考)

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（**法定雇用率**）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- **一般の民間企業** …………… 2. 5%
- **独立行政法人等** …………… 2. 8%
- **国、地方公共団体** …………… 2. 8%
- **都道府県等の教育委員会** …… 2. 7%

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 除外率とは

○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

この除外率制度は、ノーマライゼーションの観点から、平成14年法改正により、平成16年4月に廃止した。経過措置として、当分の間、除外率設定業種ごとに除外率を設定するとともに、廃止の方向で段階的に除外率を引き下げ、縮小することとされている（法律附則）。

平成16年4月、平成22年7月、令和7年4月に、それぞれ、一律に10ポイントの引下げを実施。

○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者（除外職員）を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした（警察官、自衛官など）。

なお、除外職員ではなくなった職員（医師、教育職員など）が一定割合を占める機関（病院、教育委員会など）については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成16年4月、平成22年7月、令和7年4月に、それぞれ、10ポイントの引下げを実施。

事業主のみなさまへ

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

| | 令和5年度 | 令和6年4月 | 令和8年7月 |
|------------|---------|----------------|---------|
| 民間企業の法定雇用率 | 2.3% ⇒ | 2.5% ⇒ | 2.7% |
| 対象事業主の範囲 | 43.5人以上 | 40.0人以上 | 37.5人以上 |

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point

②

除外率が引き下げられました。(令和7年4月)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のようになりました。(これまで除外率が10%以下であった業種は除外率制度の対象外となりました。)

| 除外率設定業種 | 除外率 |
|-------------------------------------|------------|
| ・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く） | 5% |
| ・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む） | 10% |
| ・港湾運送業 ・警備業 | 15% |
| ・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 | 20% |
| ・林業（狩猟業を除く） | 25% |
| ・金属鉱業 ・児童福祉事業 | 30% |
| ・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く） | 35% |
| ・石炭・亜炭鉱業 | 40% |
| ・道路旅客運送業 ・小学校 | 45% |
| ・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園 | 50% |
| ・船員等による船舶運航等の事業 | 70% |



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL070401障02

Point

③

障害者雇用における障害者の算定方法が変更となりました。

▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになりました。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになりました。

Point

④

障害者雇用のための事業主支援を強化しました。（令和6年4月以降）

▶「障害者雇用相談援助事業」が始まっています。

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになりました。

（「障害者雇用相談援助事業」利用のご案内：<https://www.mhlw.go.jp/content/001245754.pdf>）



▶障害者雇用関係の助成金を拡充・新設しました。

- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになりました。
- ◆ 障害者介助等助成金の拡充（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金の拡充（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の他、職場実習・見学の受入れ助成を新設しました。

（各種助成金の詳細はこちら：<https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/index.html>）



Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？

- A1.** ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくこととなります。
- ②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）
令和8年6月以前については2.5%、
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくこととなります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>



Q3. 今後の法定雇用率について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？

- A3.** 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に引き上げとなります。また、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和8年7月1日から2.9%となります。

なお、除外率制度について、民間企業と同様に令和7年4月から10ポイント引き下げられました。